

豊かな農地と清らかな水、そして美しい農村環境を守る活動 菊陽町農地水広域協定



☎ 町農村環境保全隊事務協議会 ☎(293)7522 / 農政課 ☎(232)4916

菊陽町農地水広域協定では、町の農業環境を守るため、農道の草刈り、水路の補修や清掃、関連施設の保守管理などに取り組んでいます。

また、地域の子ども会や老人会と協力し、農道のごみ拾いや花植えも行っています。美しい農村風景を保ち農業を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

◆令和6年度活動組織 22支部

古閑原、入道水、柳水、馬場、鉄砲小路、新町、南方、中尾、上中代、出分、中代、川久保、津留、大堀木、上津久礼、下津久礼、井口、辛川、曲手、馬場楠、戸次、原水



水路の清掃、草取り



水路・側溝の泥上げ、ごみ上げ



農道の草刈り



水路施設の点検、管理



景観形成のための農道沿いでの花植え



農道のごみ拾い

耕作地を探している人はご相談を 農地のあっせんに 取り組んでいます



☎ 農業委員会 ☎(232)4924

県と菊池地域の4市町(菊陽町・菊池市・合志市・大津町)では、新たに耕作地を探している人に対して、耕作放棄地などの農地を調査し代替農地として紹介する、農地のあっせんに取り組んでいます。

この取り組みは、菊池地域の全市町で取り組んでいますので、町農業委員会から、他市町農業委員会へ連絡し、連携することもできます。

町においても、代替農地を希望する農業者の実態把握につながりますので、気軽にご相談ください。

※他市町でも紹介可能な農地が無い場合や、農地改良が必要な農地である可能性もありますので、ご了承ください。

選挙管理委員を選任



☎ 選挙管理委員会 ☎(232)2111

第3回町議会9月定例会において、委員4人を選任しました。10月4日には、選挙管理委員会を開催し、委員長に渡邊誠一さん、委員長職務代理者に森房一さんが就任しました。

選挙管理委員は、各種選挙の執行管理、直接請求、選挙人名簿の調整、啓発活動などを行い、選挙が公正かつ適正に行われるよう職務に当たります。

◆新委員

わたなべ 渡邊 誠一さん(入道水)、もり 房一さん(八久保)、
ふかみ 深水 登代美さん(東ヶ丘)、
にしづみ 西住 成輝さん(宮ノ上)

◆選任期間 10月1日～令和10年9月30日

◆前委員

ありがとうございます。
むらかみ 村上 建二さん(下原)、きたおか 清さん(南八久保)、
まつむら 松村 秀俊さん(戸次)

国の未来のために力を貸してください 統計調査員を募集しています



☎ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

町では、統計調査員として、統計調査の業務に従事する人を随時募集しています。

◆統計調査とは

国や地方公共団体などの行政機関が、「統計法」という法律に基づいて行うものです。

調査で収集した資料は、私たちの暮らしをより良くするために、個人が特定できない統計データとして、施策の立案の他、研究・教育活動、経済活動など幅広い分野で利用します。

◆調査員の仕事

- ・事務打ち合わせ会への出席
- ・調査対象の確認
- ・調査対象への調査書類の配布・記入の依頼
- ・記入された調査票の回収
- ・回収した調査票の検査・整理
- ・調査票や調査関係書類の提出

※調査の種類により業務内容は多少異なります。

◆調査員の待遇・報酬

国や県が任命する非常勤公務員となります。万一調査活動中に事故に遭ってけがをしたり、病気にかかったりした場合などには、補償があります。

また、調査活動に従事した対価として報酬を支払います。報酬の額は統計調査ごとに定められた金額を基に支払います。

◆調査員の登録要件

- ・町内在住の満20歳以上75歳未満の人
- ・健康上、調査活動に支障のない人
- ・税務、警察、選挙活動に直接関係がない人
- ・調査に関する秘密を守れる人

◆申込方法

町ホームページにある統計調査員登録申込書、申告書を記入して総合政策課に提出してください。

後日簡単な面談を行います。 詳しくはこちら



交通渋滞緩和のために 職員の時差出勤を 試行しています



☎ 総務課 人事秘書係 ☎(232)2111

職員の時差出勤を11月から試行しています。通常の午前8時30分出勤の他、午前7時30分出勤、午前9時30分出勤を選べることにしました。

職員の通勤時間を分散させることで、交通渋滞の緩和に取り組みます。

◆試行期間

11月11日(月)～令和7年3月31日(月)

◆対象者

正職員、暫定再任用職員、フルタイム会計年度任用職員

※保育所および学校勤務の職員は対象外です。

保険証廃止に伴う自立 支援医療制度の手続き



☎ 福祉課 障がい福祉係 ☎(232)4913

◆自立支援医療制度とは

自立支援医療制度には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類の制度があります。いずれも、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むための医療制度です。

この制度を使用した場合、医療機関での自己負担額は原則1割となります。また、一定所得以下の世帯の人は、月ごとの自己負担額に上限が設けられるため、申請が必要です。

◆申請時の健康保険証の取り扱い

12月2日(月)からの健康保険証の発行廃止以降も、自立支援医療制度の申請には、引き続き健康保険証情報の提示をお願いします。

健康保険証の他、マイナポータルから健康保険証情報の画面を印刷したものや、医療保険者から交付された資格確認書の写しや資格情報のお知らせの写しでも手続きできます。